

平成 30 年 6 月 18 日

水道における微生物問題検討会の公開の取扱いについて

1. 水道における微生物問題検討会運営要領における規定

水道における微生物問題検討会の運営要領（参考資料 2）において、「4. その他（3）検討会の公開の扱いについては、検討会において決定する。」と規定されていることから、水道における微生物問題検討会の公開の扱いについて定めるものである。

2. 水道における微生物問題検討会の公開の取扱いについて

厚生労働省水道課長が設置する各種検討会は、別紙「水道課長が設置する行政運営上の検討会の公開について」に基づき、個人情報の保護等の特別な理由が無い限り、基本的には公開とすることとしている。

水道における微生物問題検討会は、これに従い、検討会を原則として公開することとし、開催予定、委員の氏名・職業、会議資料、議事録についても併せて公開する。ただし、会議資料のうち、取りまとめ前の調査結果、未発表の研究成果等については、非公開とする。

その他、水道における微生物問題検討会に係る公開の取扱いに関し必要な事項については、座長と協議の上、厚生労働省水道課長が定める。